

# 公益通報者保護法の一部を改正する法律要綱

## 第一 総則

一 公益通報者の範囲に、労働者であつた者、派遣労働者であつた者及び役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令（法律及び法律に基づく命令をいう。以下同じ。）の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。以下同じ。）を追加すること。

### （第二条第一項関係）

二 通報対象事実の範囲に、公益通報者保護法及び個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。）に規定する過料の理由とされている事実を追加すること。

### （第二条第三項関係）

## 第二 公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効及び不利益な取扱いの禁止等

一 第三条第二号の規定において、公益通報者の解雇を無効とする場合に、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面（電子的方式、磁気的方式そ

の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を提出する場合を追加すること。

- 1 公益通報者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 2 当該通報対象事実の内容

3 当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

4 当該通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由

（第三条第二号関係）

二 第三条第三号の規定において、公益通報者の解雇を無効とする場合に、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、次のいずれかに該当する場合を追加すること。

- 1 第三条第一号に定める公益通報をすれば、役務提供先が、当該公益通報者について知り得た事項を、当該公益通報者を特定させるものであることを知りながら、正当な理由がなくて漏らすと信ずるに足りる相当の理由がある場合

2 個人（事業を行う場合におけるものを除く。以下同じ。）の財産に対する損害（回復することができない損害又は著しく多数の個人における多額の損害であつて、通報対象事実を直接の原因とするものに限る。）が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

（第三条第三号関係）

三 役員である公益通報者は、第六条各号に掲げる場合においてそれぞれ同条各号に定める公益通報をしたことを理由として事業者から解任された場合には、当該事業者に対し、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができるものとすること。

（第六条関係）

四 事業者は、公益通報によつて損害を受けたことを理由として、当該公益通報をした公益通報者に対して、賠償を請求することができないものとすること。

（第七条関係）

### 第三 事業者がとるべき措置等

#### 一 事業者がとるべき措置

1 事業者は、公益通報を受け、並びに当該公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務（以下「公益通報対応業務」という。）に従事する者（以下「公益通報対応業

務従事者」という。)を定めなければならないものとすること。

2 事業者は、1に定めるもののほか、公益通報者の保護を図るとともに、公益通報の内容の活用により国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関する法令の規定の遵守を図るため、公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければならないものとすること。

3 常時使用する労働者の数が三百人以下の事業者については、1及び2は努力義務とすること。

4 内閣総理大臣は、事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるものとすること。

5 内閣総理大臣は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならぬものとすること。

(第十一條関係)

## 二 公益通報対応業務従事者の義務

公益通報対応業務従事者又は公益通報対応業務従事者であった者は、正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であつて公益通報者を特定させるものを漏らしてはならないものとす

ること。

(第十二条関係)

### 三 行政機関がとるべき措置

通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関は、公益通報に応じ、適切に対応するためには必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければならないものとすること。

### 第四 雜則

#### 一 報告の徴収並びに助言、指導及び勧告

内閣総理大臣は、第三の一の1及び2の規定の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができるものとすること。  
(第十五条関係)

#### 二 公表

内閣総理大臣は、第三の一の1及び2の規定に違反している事業者に対し、一の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができるものとすること。

(第十六条関係)

### 三 関係行政機関への照会等

内閣総理大臣は、公益通報者保護法の規定に基づく事務に関し、関係行政機関に対し、照会し、又は協力を求めることができるものとすること。

（第十七条関係）

### 四 内閣総理大臣による情報の収集、整理及び提供

内閣総理大臣は、公益通報及び公益通報者の状況に関する情報その他その普及が公益通報者の保護及び公益通報の内容の活用による国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関する法令の規定の遵守に資することとなる情報の収集、整理及び提供に努めなければならないものとすること。

（第十八条関係）

### 五 適用除外

一及び二の規定は、国及び地方公共団体に適用しないものとすること。

（第二十条関係）

### 第五 罰則

一 第三の二の規定に違反して第三の二に規定する事項を漏らした者は、三十万円以下の罰金に処するものとすること。

（第二十一条関係）

二 第四の一の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処するものとすること。

(第二十二条関係)

## 第六 その他

その他所要の規定を整備すること。

## 第七 附則

一 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの等とすること。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に関し、所要の経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第二条から第六条まで関係)